

大阪市条例第47号

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第88条第1項の条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第7条まで及び第9条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条、第4条及び第6条（これらの規定のうち指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第6条 指定介護老人福祉施設の管理者は、第4条に定める基準のうち、指定介護老人福祉施設基準第4条から第21条まで、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項並</p>	<p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで（これらの規定のうち指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第6条 指定介護老人福祉施設の管理者は、第4条に定める基準のうち、指定介護老人福祉施設基準第4条から第21条まで、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項並</p>

びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に係る部分並びに次条の規定を従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第8条 第4条から前条まで(第4条中指定介護老人福祉施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第4条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第38条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条から第36条まで及び第37条第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)附則第6条第1項及び第7条(指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。)並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に定めるところによる。

びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに係る部分並びに次条の規定を従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第8条 第4条から前条まで(第4条中指定介護老人福祉施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第4条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第38条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条から第36条まで及び第37条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで並びに第6条第1項及び第7条(指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。)に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条中「第4条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第4条から第21条まで、第22条の2」とあるのは「第41条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条」と、「第37条第1項」とあるのは「第37条第1項並びに令和3年改正省令附則第6条第1項及び第7条」と、「次条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第7条」と、前条中「第37条第2項各号」とあるのは「第49条において読み替えて準用する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第9条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に

2 前2条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条中「第4条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第4条から第21条まで、第22条の2」とあるのは「第41条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条」と、「及び第8条」とあるのは「第6条第1項及び第7条」と、「次条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第7条」と、前条中「第37条第2項各号」とあるのは「第49条において読み替えて準用する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第9条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に

<p>規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定介護老人福祉施設基準第4条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定介護老人福祉施設基準第50条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。